<u>歯科技工士養成所自己点検票</u>

令和 年 月 日 実施

令和3年4月1日施行 改正規則等対応

課程

	養 成 所 名 学科名及び課程名					和	課程
	所 在 地	多業年限及び定	年	三 名			
	作成者: 役職名	氏	名				
П				判	定	関係法令等	備考
1	教員等に関する事項						
	(1) 専任教員の配置は各学年各学級ごとに配置し、他の専	早任教員である教育(こ関す	適口	否 口	指導要領第4-1、4-3	Τ
	 る教務主任を1名置かれているか(夜間併設の場合は課	程毎に配置されてい	るか)				
	(2) 指定規則別表の各科目を教授するために適当な数の	 数員を有し、かつ、その	のうち	適口	否 口	指定規則第2条第4号	
	3人以上は歯科医師又は歯科技工士である専任教員で						
	(3) 昼間と夜間が併設されている場合は、課程毎に専任教	員を配置しているか		適口	否 口	指導要領第4-1	
	(4) 教育上必要な教員数を確保しているか			適 🗆	否 口	上 指導要領第4-4	
	(5) 一教員当たりの教育担当時間数が過重になっていない	か		適口	否 口	指導要領第4-5	
	(6) 教員は、その担当する教科に関して専門的な知識、技	術、技能を有する者は	又は教育の	適口	否 口	指導要領第4-6	
	経歴のある者か(歯科医師、歯科技工士、高等学校教員	員etc)					
	(7) 歯科医師が担当することが望ましい授業内容については	は、歯科医師が担当し	しているか	適口	否 口	指導要領第4-6	
	(8) 教員の出勤状況が確実に記録されているか			適 口	否 口		
2	学生に関する事項						
	(1) 入学資格の審査は確実に行われているか (卒業証明:	書、卒業見込証明書	 etc)	適 🗆	否 口	指導要領第3-2	
	(2) 1学級の定員10名以上30名以下で、学則に定められた	学生の定員を遵守	しているか	適 🗆	否 🗆	指定規則第2条第5号 指導要領第3-1	
	(3) 1学級の定員が30名を超える場合に、教員数、授業方面積、教育用機械器具等に留意した上で、学生数に応			適口	否 口	指定規則第2条第5号 指導要領第3-1	
	(4) 入学者の選考は厳正に行われているか ※複数面接、	筆記試験、合格基準	集etc	適口	否 口	指導要領第3-3	
	(5) 入学時期は厳正か、また途中入学が行われていないか			適 🗆	否 口	指導要領第3-4	
	(6) 出席状況が不良な者に対する進級又は卒業の措置は	適切か		適 🗆	否 口	指導要領第3-5	
	(7) 入学、進級、卒業、成績、出席状況等に関する諸記録	最が確実に保存されて	ているか	適 🗆	否 口	指導要領第3-6	
	(8) 健康診断等保健衛生上、必要な措置がとられているか	※学校保健安全	≧法準用	適 口	否 口	指導要領第3-7	
3	授業に関する事項						
	(1) 学則に定められた学科課程は、指定規則別表に定めるに実施されているか	学科目が含まれてお	うり、かつ確実	適口	否 口	指定規則第2条第3号、指導要領第 5-1	
	(2) 教育の実施については、「東京都歯科技工士養成所指 れているか	旨導要領 別添2」に	基づいて行わ	適 🗆	否 口	指導要領第5-1	
	(3) 授業は、教員の出勤簿等の書類により、授業状況が把	!握されているか		適 🗆	否 口	指導要領第5-2	
	(4) 授業は原則として、学級毎に行われているか			適 🗆	否 口	指導要領第5-3	
	(5) 学則に定められていない臨時休校等が行われていないた),		適 🗆	否 口		
	(6) 教員が欠勤した場合の措置は適切であるか (振替授業	業)		適 🗆	否 口		
	(7) 歯科技工実習及び歯科理工学実習は養成所内におい	いて実施されているか		適 🗆	否 口	指導要領第5-4	
4	施設設備に関する事項						
	(1) 適正な数の専用である普通教室を有しているか (同時	に授業を行う学級の)数以上)	適 🗆	否 口	指導要領第6-1	
	(2) 専用の基礎実習室、歯科技工実習室および歯科理工	学検査室を有してし	いるか	適 口	否 🗆	指導要領第6-3	
	(3) 各教室等の面積は定員に対して適正か (普通教室1.	65㎡/人かつ最低2	4. 75m²	適 🗆	否 🗆	指導要領第6-2	
	基礎実習室、歯科技工実習室及び歯科理工学検査室は2.					指導要領第6-4	
	基礎実習室、歯科技工実習室及び歯科理工学検査 等の設備が設けられているか	室には電気、ガス、オ	く道及び換気	適 🗆	否 🗆	指導要領第6-4	

<u>歯科技工士養成所自己点検票</u>

令和 年 月 日 実施

令和3年4月1日施行 改正規則等対応

		養 成 所 名 学科名及び課程名					
		所 在 地	修業年限及び	4	₹ 名		
		作成者: 役職名	氏 名				
		調査事	頁	判	定	関係法令等	備考
	(5)	図書室は学生の図書閲覧に必要な閲覧机が配置され、図	書を格納するために十分	適口	否 口	指導要領第6-5	
		な広さを有しているか(おおむね20㎡以上)					
	(6)	更衣室(ロッカー室)、標本室、機械器具、材料等を保管す こと	る室を有することが望ましい	適口	否 口	指導要領第6-5	
	 (7) 鋳造研磨室およびポーセレン室を有し、鋳造研磨室はおお		むね30㎡以上、	適口	否 口	指導要領第6-5	
	ポーセレン室はおおむね10㎡以上であるか						
	便所、給湯設備等が備えられ、校舎の各室は、採光、換約 (8) 健衛生上および管理上ふさわしい環境であるか		、等が適当であり、学習上、保	適口	否 口	指導要領第6-6	
	(9) 敷地、校舎、その他諸設備は設置者が所有することが望ま		しく、かつ、その位置及び	所有口	賃貸口	指導要領第2-4	
		環境は教育上適切であるか		適口	否 口		
5	財政	枚に関する事項					
	(1)	養成所の運営は適正であるか (管理運営、財政上の健全	:性)	適口	否 口	指定規則第2条第9号	
	(2)	養成所の経理は明確に区分されているか(養成所以外と)		適口	否口	指導要領第2-5、2-6	
	(3)	入学検定料、入学金、授業料及び実習費等は学則に定め で不当な金額を徴収していないか	かる額であり、寄付金等の名目	適口	否 口	指導要領第2-7	
6	事	外に関する事項					
	(1)	各帳簿類は適正に管理されているか		適 口	否 口		
		次に掲げる表簿が備えられ、学籍簿は20年間、その他は5年	間保存されていること				
	1 2	学則 □ 日課表 □ 学校日誌 □ 職員名簿 □ 履歴書 □ 出勤簿 □					
	3	学籍簿 □ 出席簿 □ 健康診断に関する表簿					
	4						
	(5) (6)	資産原簿 □ 出納簿 □ 予算決算に関する表簿 機械器具・標本・模型・図書その他の備品目録 □					
	7	往復文書処理簿 □					
	(2)	事務職員は配置されているか (原則として専任)		適口	否 口		
7	実	習用機械、器具、標本及び模型等 - **** **** **** *********************					
	(1)	教育に必要な機械器具、標本および模型は、指導要領別 行う学生数に応じて備えられているか	添3を基準として同時に実習を 	適口	否 口	指導要領第7-1	
	(2)	機械器具、標本、模型および図書は、毎年適当数を補充	等しているか	適口	否 口	指導要領第7-3	
8	図	<u> </u>					
		一般教養科目および専門科目に関する図書雑誌 (1500	0冊以上)	適口	否 口	指導要領第7-2	
9	その	他の備品					
		机及び椅子(同時に授業を受ける学生数と同数)		適口	否 口		1
10	その	他変更申請及び届出、報告に関する事項					
	(1)			適口	否 口	指導要領第2-1	
	(2)	変更承認申請を行うに当たり、定員が30名を超える場合にを、開設(変更)しようとする日の6ヶ月前までに知事あて提出	、	適口	否 口	指導要領第2-2	
	(3)	変更届は変更した日から1月以内に、知事あて届出をしてし	いるか	適口	否 口	施行令第11条第2項	
	(4)	毎学年度開始後2月以内に報告する年次報告は、遅滞な	く報告しているか	適口	否 口	施行令第12条	